

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 高齢福祉課 高齢者いきがい係	
許 認 可 等 名	徳島市津田老人いこいの家の利用の承諾	
根 拠 法 令	徳島市老人いこいの家条例	
根 拠 条 項	第6条	
連 絡 先	徳島市津田老人いこいの家運営委員会（連絡先は高齢福祉課（電話 621-5176）までお問い合わせください。）	
審 査 基 準	基 準	<p>1 いこいの家を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承諾を受けなければならない。</p> <p>2 いこいの家を利用できる者は、本市区域内に住所を有する65歳以上の者。ただし、指定管理者が特に認める者についてはこの限りでない。</p> <p>3 指定管理者は利用しようとする者が次のいずれかに該当するときは、利用の承諾をしない。</p> <p>(1) 2に該当しない者と認められるとき。</p> <p>(2) 感染症の疾患がある者と認められるとき。</p> <p>(3) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかける恐れがあると認められる物品又は動物類を携行している者と認められるとき。</p> <p>(4) 規律を乱し、又は施設を損壊するおそれがある者と認められるとき。</p> <p>(5) いこいの家の収容能力が限界に達したと認められるとき。</p> <p>(6) その他いこいの家の管理上特に支障があると認められるとき。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成30年 4月 1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 7日（休日を含む）
	（設定しないものについてはその理由）	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）